

きょうだい児と家族の応援団 「にじいろもびーる」会則

(名 称)

第1条 本会は、「きょうだい児と家族の応援団 にじいろもびーる」と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、東京都内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、きょうだい児（障害児の兄弟姉妹）やその家族の交流活動及びネットワーク作り、地域や関連機関への情報提供等を行うことにより、きょうだいや家族の健やかな育ちと生活を支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障害のある人のきょうだいや家族の交流会を行う。
- (2) セミナーを開催すること。
- (3) 当事者及び専門職をまじえたシンポジウムを開催すること。
- (4) きょうだい支援にかかわる情報発信をし、地域や関係機関への啓蒙活動を行う。
- (5) その他目的の達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は、会の運営、発展のために協力する意志があり、実働可能な者とする。

新規役員選任においては、本人の意思確認のうえ現役員会の中で検討の上依頼する。

3 役員任期は、特に定めない。

4 役員は本人の申し出によりその任を下りることができる。

(職 務)

第6条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合に職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(解 任)

第7条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決よりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(役員会)

第8条 役員会は本会の執行機関として、以下について審議をする。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 活動計画
- (3) 活動報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他必要事項

(経費等)

第9条 本会の経費は、参加費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(変更)

第11条 本会則は、役員会において3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

本会則は、令和元年11月30日より施行する。